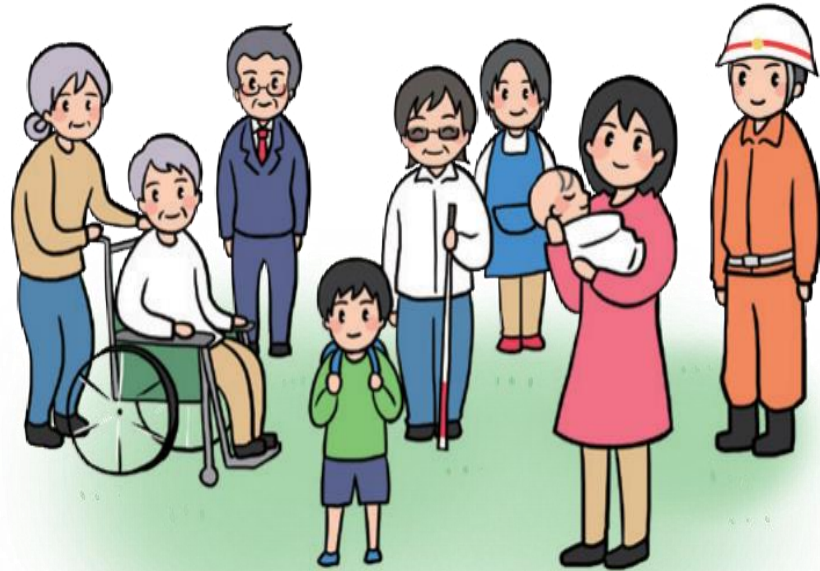


第5回流山市在宅医療介護連携会議（3/16開催）



# 福祉と防災の連携について

- ・ 地域BCPガイドライン

流山市 健康福祉部 福祉政策課

04-7196-6605（課直通）

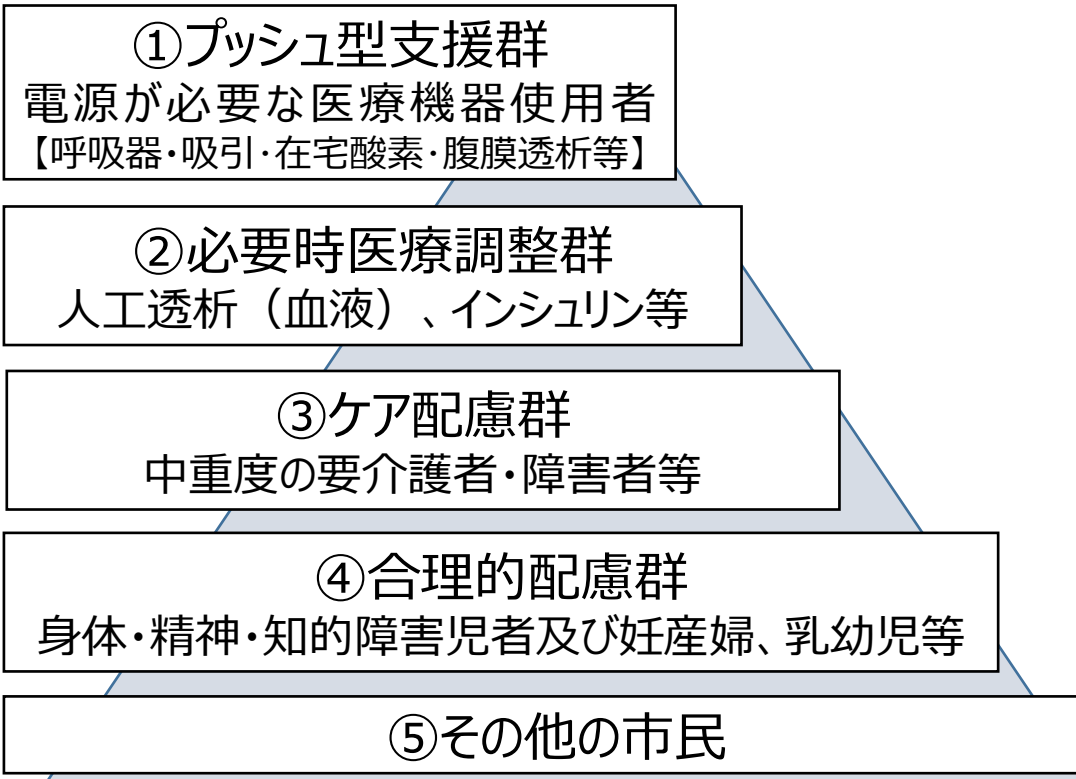
# 今年度のふりかえり

在宅医療介護連携会議	<ul style="list-style-type: none"><li>• 要配慮者施策の取組状況（地域支え合い活動対象者名簿《避難行動要支援者名簿》、個別避難計画）</li><li>• 地域BCPの策定に向けて 安否確認の優先順位（安否確認の協定推進） 専門職と市との間の連絡手段（カナミック） ガイドラインの策定</li><li>• 専門職連携による研修実施</li><li>• 各事業所/職能団体等における災害対策の現状把握</li><li>• 災害ケースマネジメントの実践に向けた諸課題確認</li></ul>
現場レベルの実践	<ul style="list-style-type: none"><li>• 専門職と連携した個別避難計画の作成推進</li><li>• 当事者、地域団体、民生委員による支え合い活動、個別避難計画の推進</li><li>• 医療的ケア児等の要配慮者に関する災害対策（電源確保策、福祉避難所）</li><li>• 医療的ケア児等コーディネーター、保健所、市保健師との連携</li><li>• 介護支援専門員連絡会、訪問看護ステーション連絡会、介護サービス事業者連絡会における災害対策に関する普及啓発</li></ul>

# 個別避難計画の作成状況・管理方法

- 個別避難計画作成数：173件（R7年9月末時点）⇒213件（R8年2月末時点）
- R8年度末までに電子管理完了予定．優先群の要件について、管理項目として記録する．
- R8年1月に、新規該当者に送付勧奨を送付．本人・家族より約30件の提出あり．

本人・家族の意識の高さを感じる結果に



特記事項	1月に提出を受けた個別避難計画の記載事項
電源使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ALS（人工呼吸器）</li> <li>・呼吸機能障害（酸素濃縮器）</li> </ul>
人工透析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工透析（〇〇病院）</li> </ul>
必須薬剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自閉症（リスペリドン）</li> <li>・リウマチ（ステロイド系製剤）</li> <li>・パーキンソン病</li> <li>・てんかん（抗てんかん薬ゾニサミド）</li> </ul>
定期的な医療的ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導尿カテーテル</li> <li>・たん吸引</li> </ul>
避難生活の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パニック状態になり避難所生活は難しい</li> <li>・車いす利用</li> </ul>
システム管理 項目列・タイトル	システム管理 項目列に入力する個人情報

# 災害に備えて知っておきたいこと（支援者編）

どこ

## 流山市ハザードマップに基づく災害リスク

- 洪水（※）
- 地震
- 内水氾濫（溢れた雨水による住宅・道路浸水）
- 土砂災害警戒区域

※要配慮者利用施設の避難確保計画（水防法関連）

## 災害時に備えた地域診断と地域資源

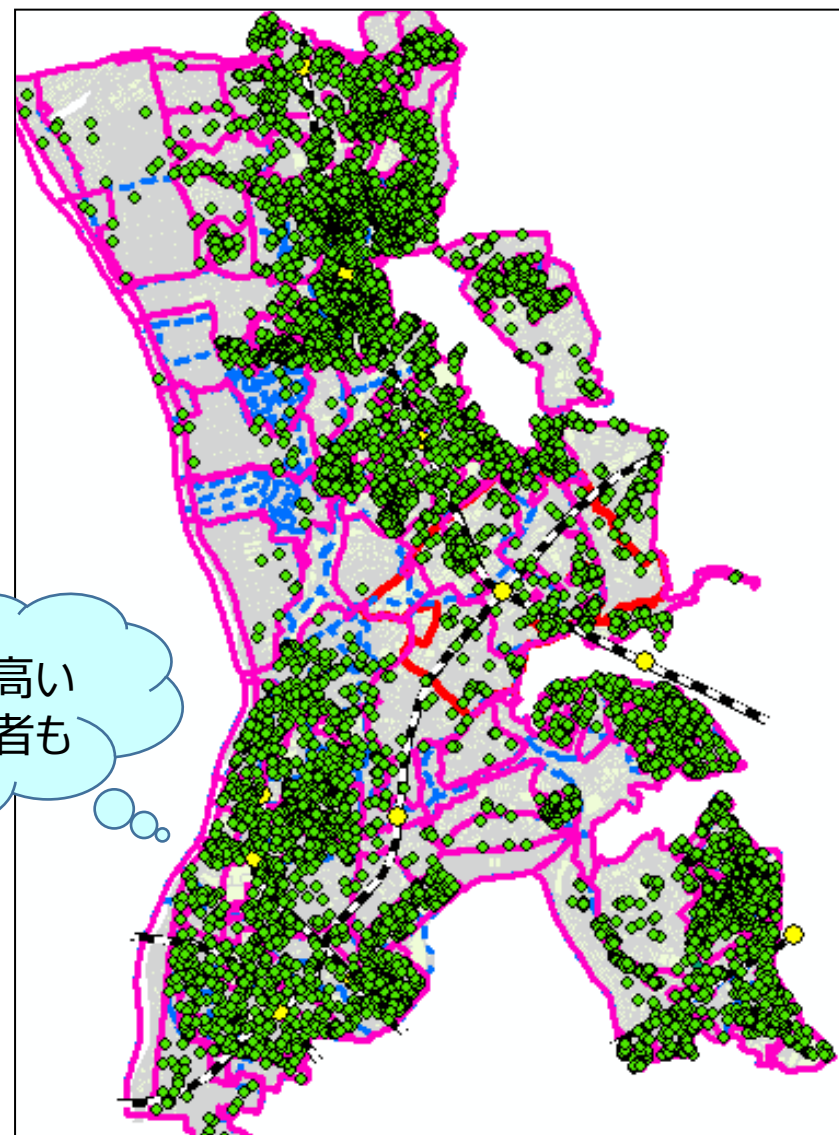
- 避難所、自治会、民生委員等

水害リスクの高い  
地域の居住者も  
多い

いつ

## 災害時の情報収集・情報発信

- 災害警戒レベル（1～5、3で高齢者等避難）
- 川の防災情報、河川カメラ（国土交通省）、キキクル（気象庁）、市HP・LINE、防災無線、電池式**ラジオ**



避難行動要支援者名簿（地域支え合い活動）の同意者12,232人の居住分布

# 災害に備えて知っておきたいこと（支援者編）

どう  
する

## 自助・共助を高める事前取組み

- 最低3日間（できれば1週間以上）の災害用備蓄・薬

## 災害発生時の対応

- タイムライン…警戒レベルに合わせた行動基準
- 災害用伝言ダイヤル（171）、伝言板（web171）
- 機関型BCP、連携型BCP、地域BCP
- 災害時情報共有システム（国システム）

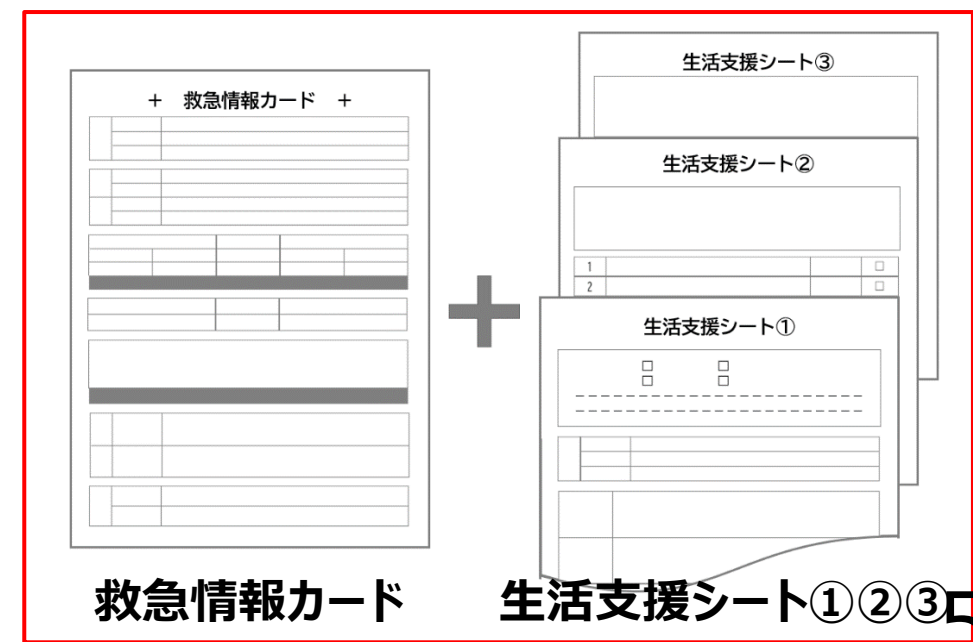
障害・要介護の状況、  
災害リスクや緊急連  
絡先を事前に記載し  
共有しておきます

誰が

## 利用者ごとの想定・訓練

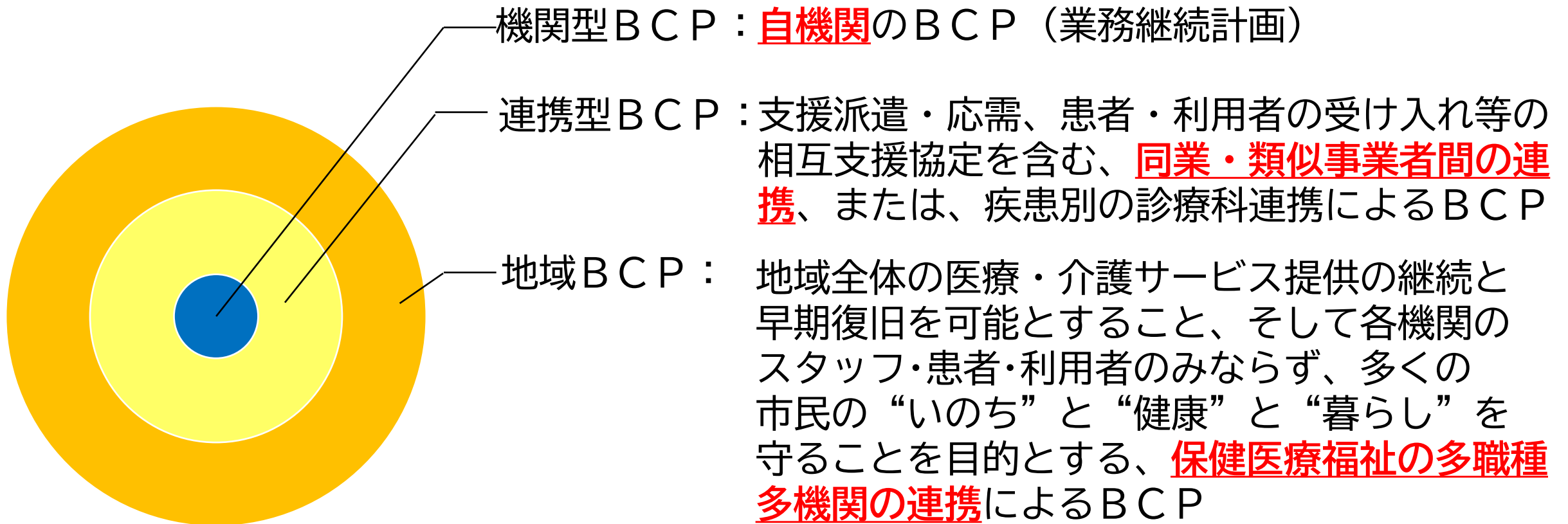
- 利用者毎の災害時リスク判定  
（認知機能、独居、老々介護等）
- サービス担当者会議を活用したリスク共有
- 在宅避難時に想定される課題
- 自機関だけでの対応が難しい場合の対応
- 個別避難計画の作成

## 個別避難計画（相談援助職向け作成補助金あり）



# 流山市版・地域BCPの策定に向けて

- 災害発生時に急増する医療・介護サービスの提供体制を確保し、災害関連死等を防ぐ。
- 地域連携の相互支援により、地域全体の医療・介護サービスの提供体制を継続する。
- 安否確認後に必要となる人的・物的支援の一助となるよう事前の体制を構築するもの。



# 地域の防災力を高める地域BCP

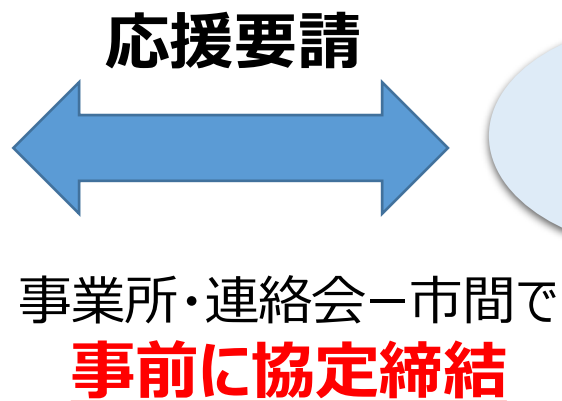
▶災害時における社会福祉事業者間の地域連携に関する協定

介・入所施設

介・訪問系  
サービス

介・通所系  
サービス

介・相談支援  
(ケアマネ)



流山市

応援依頼の取りまとめ  
応援要請・マッチング  
安否確認情報の集約  
福祉避難所の開設調整

応援依頼

安否確認  
応援人材派遣  
車両等の提供  
物資の提供

被災施設  
被災者

地震・風水害  
電気、ガス、水等  
のライフライン停止

## 平常時：地域内連携を推進

- ・災害対応、感染対応に関する知識や経験共有
- ・研修の実施
- ・個別避難計画の作成推進
- ・情報伝達手段の浸透

災害時応援の費用負担

- ・福祉サービス給付（特例含む）
- ・災害救助法による実費弁償
- ・応援依頼元の事業者負担
- ・いずれも対応できない場合は市負担

## 災害時：地域BCPに定める相互協力内容

- ① 人工呼吸器を利用する医療依存度または電源依存度の高い者、要介護認定者、障害者等を行う**安否確認**
- ② 直ちに入院及び入所が必要な者または福祉避難所への移送が必要な者に対する**搬送支援（車両の提供）**
- ③ 後方支援医療機関や市外施設及び避難所への**搬送支援**
- ④ 被災した事業者及び福祉避難所への**人材や物資の支援**
- ⑤ **在宅避難者等**への医療・介護サービスの提供（車中泊含む）

# 流山市版・地域BCPの策定に向けて

## BCPの目的

- (1) 医療・介護サービスのニーズが一時的に急増した場合においても、市内の医療・介護サービス利用者に、適切な支援を提供することで、防ぎ得る死（災害関連死）と二次健康被害の最小化を図ること。
- (2) 事業者の自助だけでは対応不能な人的・物的被害が発生した場合においても、地域連携の相互支援により、地域全体の医療・介護サービスの提供体制を継続すること。

## 発動する災害基準

(1) から (3) に該当しない程度の災害や想定しない状況が発生した場合であっても、オールハザード（全災害対応型）アプローチとして発動するものとする。

- (1) 流山市内で震度6強以上の地震が発生した場合
- (2) 避難指示が発令された風水害が発生した場合
- (3) 地震または風水害によらず、電気、ガス、水等のライフラインが長時間停止した場合またはその恐れがある場合
- (4) その他避難を要する場合

# 流山市版・地域BCPの策定に向けて

## 相互連携による支援内容

災害により、医療・介護サービスのニーズが一時的に急増した場合や各事業者の自助だけでは対応不能な人的・物的被害が発生した場合に下記の支援を行うことを想定する。

- (1) 人工呼吸器を利用する医療依存度または電源依存度の高い者、要介護認定者、障害者等を行う安否確認※福祉専門職の安否確認を補完するもの
- (2) 安否確認のうえ、直ちに医療機関への入院及び介護保険施設への入所が必要な者または福祉避難所への移送が必要な者に対する搬送支援（人員及び車両の提供）
- (3) 後方支援医療機関や市外施設及び避難所への搬送支援（人員及び車両の提供）
- (4) 被災した事業者及び福祉避難所開設事業者への支援（事業者間の人的・物的支援）
- (5) 在宅避難者等への医療・介護サービスの提供（車中泊含む）
- (6) その他必要な支援

## 地域BCPにおける事業者支援について

「基本的な考え方」：各事業者の自助だけでは対応不能な人的・物的被害が発生した場合にサービス提供を維持することを目的として相互支援を依頼するもの。

※甚大な人的・物的被害により、運営そのものが不能となった場合においては、地域全体での人材の雇用維持、サービス提供体制維持の観点からマッチング機能を行うことについても想定する。（事前の法人間・事業所間の連携についても推進する。）

# 流山市版・地域BCPの策定に向けて

## 市の責務

災害時には、市が被害情報を集約し支援ニーズを調整した後に、各事業者への支援を依頼する大きな責務がある。災害時に責務を果たせるよう平常時から備えを高める必要がある。

- (1) 医療・介護サービス提供事業者との協定推進
- (2) 災害時対応力の向上を目的とした研修会及び訓練等の実施
- (3) 指揮命令系統の確立
- (4) 情報伝達手段の確保
- (5) 集約情報の一元管理

## 平常時の対応について

大規模な災害に備えて、日頃から市と事業者が相互に連携して各種取組みを行う。

- 災害対策の基本的知識の習得、防災訓練等への参加
- 市及び事業者双方の業務継続計画の作成および定期的な見直し
- 個別避難計画の作成推進

## 情報伝達、情報集約に関するカナミックの推進について

流山市と事業者間の情報伝達、情報集約の方法については、できる限り情報共有システム（カナミック）を活用することとし、補助手段として、電話・インターネットメール・ファクシミリを利用する。

# 流山市版・地域BCPの策定に向けて

## 費用負担（支出区分の順序）

災害時における市の医療・介護サービスの提供において、本協定における支援内容は重要と考えており、事業者が無償労働することの無いよう配慮することが重要である。

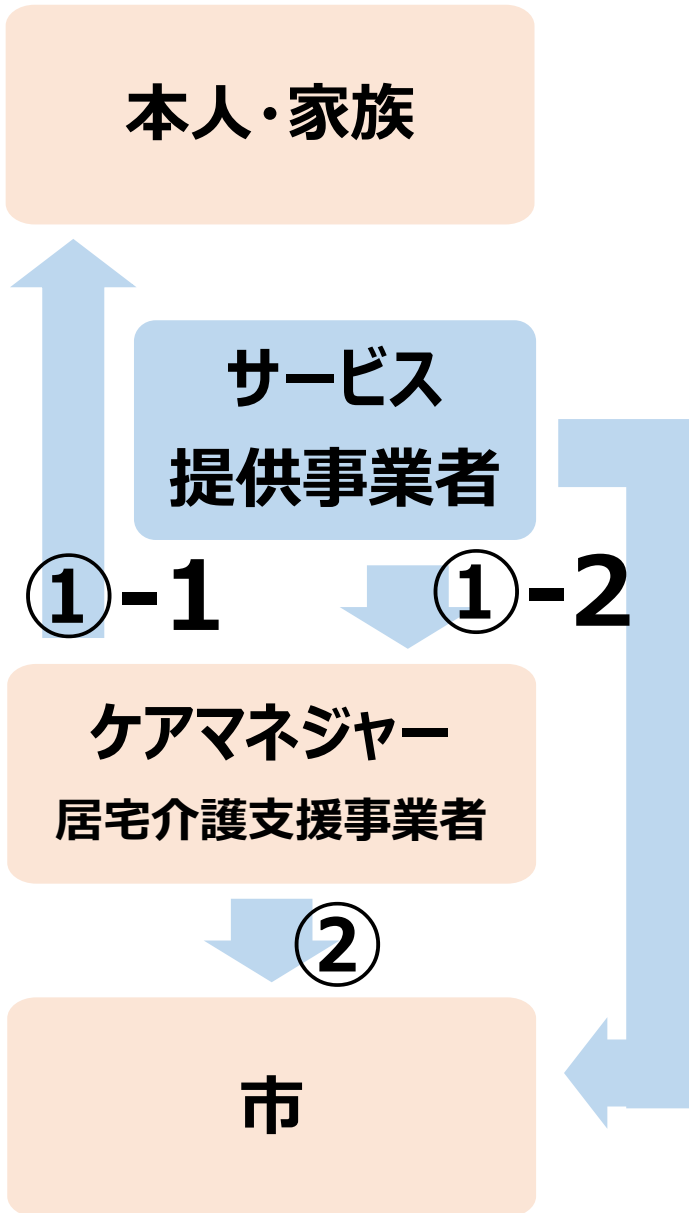
※災害規模等の特例に応じて、様々な調整が必要となることから各事業者において支出額等の整理を要する。

- (1) 福祉サービス給付（緊急入所などの特例含む）
- (2) 災害救助法による実費弁償
- (3) 応援依頼元の事業者負担
- (4) 市負担

## 策定に向けた課題

- 協定締結をできるだけ推進する（個々の機関または事業者部会等の団体単位など）
- 介護事業以外の横展開、連携を深めていく（医師会・歯科医師会・薬剤師会、地域包括支援センター、障害関係事業所）
- 策定後の進捗管理（定期的な研修会及び訓練の実施等）

# 安否確認のながれ



## ①-1. ケアマネジャー ⇒ 本人・家族

安否、居場所等について聴き取りします

## ①-2. サービス提供事業者 ⇒ ケアマネジャー

少なくとも「**今、目の前にいる利用者**」について報告します

### ※ケアマネジャーと連絡が取れない場合

#### サービス提供事業者 ⇒ 市（本人・家族にも報告）

- カナミック、メール、FAX、来庁により安否情報を提供
- ・発災翌日までに、ケアマネジャーと連絡が取れない場合
  - ・医療や薬剤等による緊急対応が必要な場合

## ②. ケアマネジャー ⇒ 市

カナミック、メール、FAX、来庁により安否情報を提供  
身体状況や地域のサービス提供状況を考慮して調整

# 安全確保

**共通**：職員・家族の安全確保、事業所の安全確保

**事項** 通信手段・連絡体制の確保

**入所系**：入居者の安全確保、ライフラインの確認

**サービス** BCPに基づく優先業務の展開（食事・排泄→口腔→入浴介助など）

**通所系**：災害予測に基づく事前のサービス休止・縮小、利用者の安全確保

**サービス** 利用者の安全確保、家族・居所の安全確認の後の帰宅支援

（安全が確保できない状況での帰宅支援、サービス終了はしない）

- 関係機関との連携や地域BCPにより、事業所での宿泊、近隣の施設・避難所での宿泊及び移送も想定しておく。
- 家族の就労状況によっては3日間程度の備蓄も必要となる可能性がある。

# 費用負担

- 支援機関・支援者の無償労働・無償提供とならないよう費用負担の優先順位等を定める。
- 福祉専門職等が専門性に基づく支援業務に従事する場合は、日当の基本額を基準とする。
- 物資・資機材の提供については、実費弁償を基本とする。

費用負担の根拠	留意点・ポイント
福祉サービス給付 (緊急入所などの特例含む)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害時には定員超過利用が認められる場合があること。</li><li>・ 訪問看護費等は指示書の有効期間を越えても算定できる場合があること。</li><li>・ 一時的に人員基準、加算要件を満たさない場合でも算定できる場合があること。</li><li>・ 居宅介護支援専門員が一時的に40件を超える場合も減算を行わないでよい場合があること。</li></ul>
災害救助法による実費弁償	<p>※災害による被害が甚大になった場合に適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 専門職の実費弁償は、千葉県災害救助法施行細則を適用。</li><li>・ 福祉避難所を設置する場合は、資機材費、光熱水費等のほか、10人に1人の割合で配置する相談員等の経費などに適用。</li></ul>
応援依頼元の事業者負担	※福祉サービス給付(特例含む)に同じ
市負担	※いずれも対応できない場合に限る(要協議)

# 費用負担（参考）

費用負担の根拠	留意点・ポイント
<p>千葉県災害救助法施行細則 (専門職の実費弁償)</p> <p>災害救助法に基づく実費の基準額は都道府県等が定めることになっている。</p> <p>災害救助法にR7.7より新たに加えられた福祉サービスの提供を担う福祉専門職については現状定めがない。</p>	<p>別表第二(第十四条第一項) (一) 令第四条第一号から第四号までに規定する者</p> <p>1 日当</p> <p>イ 医師及び歯科医師 一人一日 二万四千九百円以内</p> <p>ロ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 一人一日 一万四千七百元以内</p> <p>ハ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 一人一日 一万四千百円以内</p> <p>ニ 救急救命士 一人一日 一万三千四百円以内</p> <p>ホ 土木技術者及び建築技術者 一人一日 一万四千元以内</p> <p>ヘ 大工 一人一日 二万七千八百円以内</p> <p>ト 左官 一人一日 二万九千三百円以内</p> <p>チ とび職 一人一日 三万五百円以内</p> <p>2 時間外勤務手当</p> <p>1に定める日当額を基礎とし、職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)に定める時間外勤務手当に相当する額以内とする。</p> <p>3 旅費</p> <p>職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十九年千葉県条例第七号)に定める旅費に相当する額以内とする。</p>

# 災害救助法における「福祉サービスの提供」 (参考)

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者）	
救 助 期 間	災害発生の日から7日以内	
救助の範囲	ア 災害時要配慮者に関する情報の把握 イ 災害時要配慮者からの相談対応 ウ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援 エ 災害時要配慮者の避難所への誘導 オ 福祉避難所の設置（※）	（※）法第2条第2項の災害が発生するおそれがある場合に設置する場合を除く。
対 象 経 費	○ 上記アからエまでについては、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費 ○ 上記オについては、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費  ※ 福祉サービスの提供のために必要な賃金職員等に係る経費は「輸送費及び賃金職員等雇上費」の対象。	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの

福祉サービスのための輸送は、災害時要配慮者であって自ら避難することが困難な状況にある者を避難所等へ輸送する場合は、他項「輸送費」で算定する。

※災害時要配慮者に関する情報の把握や災害時要配慮者からの相談対応については、まずは、被災高齢者等把握事業や被災者見守り・相談支援等事業（厚生労働省事業）による支援の実施について検討すること。